

公益社団法人日本地理学会 大学院科目の認定に関する審査要領

(総則)

第1条 地域調査士認定規程(以下「規程」という。)第4条第2項の科目(以下「大学院認定科目」という。)の認定のための審査は、規程及び地域調査士認定規程細則(以下「細則」という。)に定めるところによるほか、この要領に基づいて行うものとする。

(基本原則)

第2条 大学院認定科目は、地域調査士としての学識及び学問的な素養の裏付けとなる科目として、学界の定説、通念等から見て細則別表第二に掲げる科目に相当する科目であると認められるものでなければならない。

(要件)

第3条 大学院認定科目は、大学から認定の申請があった科目のうち、次条に規定する要件を満たすものとする。

(着眼点)

第4条 大学院認定科目は、次の各号の着眼点の全てについて、細則別表第二の科目に相当する科目として適当であると判断されるものでなければならない

- 一 授業のねらいと到達目標
- 二 授業の内容
- 三 授業に使用する教材
- 四 成績評価の方法(到達目標の確認方法)

(判断の根拠)

第5条 前条の判断は、シラバス若しくはこれに代わる文書又はこれらに相当する資料により判断するものとする。

附則 この要領は、2012年2月27日から施行する。

(2012年2月27日 2011年度第4回地域調査士認定委員会承認)